二十六の二十八　四－｛[四－｛(四－[(1E)－二－シアノエテニル]－二・六－ジメチルフェニル}アミノ)ピリミジン－二－イル]アミノ｝ベンゾニトリル（別名リルピビリン）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項、第七条第二項及び第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童手当法施行規則の一部を改正する省令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「掲げる入所又は入院」を「掲げる入所又は入院」に改め、同項第一号中「受けて又は」を「受けて若しくは」に改め、「くの入所」の下に「又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定医療機関への入院」を加える。

第一条の四第四項第一号中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改める。

様式第三号（裏面）の注意の4中「障害児入所施設」の下に「、指定医療機関」を加え、同注意の8中「施設に入所して」を「施設等に入所若しくは入院をして」に改め、「又は入所」の下に「若しくは入院」を加え、同注意の11の④中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改める。

様式第四号（表面）及び（裏面）の注意の8中「入所」の下に「若しくは入院」を加える。

様式第五号（表面）中「又は入所」の下に「若しくは入院」を加え、「退所した」を「退所若しくは退院をした」に改める。

様式第五号（裏面）の注意の1中「施設に入所して」を「施設等に入所若しくは入院をして」に改め、同注意の5中「障害児入所施設」の下に「、指定医療機関」を加え、同注意の7中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改め、同注意の8中「施設に入所して」を「施設等に入所若しくは入院をして」に改め、「又は入所」の下に「若しくは入院」を加え、同注意の13中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改める。

様式第六号（裏面）の注意の7の①中「場合」の下に「や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合」を加え、同注意の11中⑧を⑩とし、⑦の次に次のように加える。

⑧　受給者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書

⑨　「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

様式第七号（裏面）の注意の3中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改め、同注意の4中「障害児入所施設」の下に「、指定医療機関」を加え、同注意の6中「入所して」を「入所若しくは入院をして」に改め、同注意の7中「施設に入所して」を「施設等に入所若しくは入院をして」に改め、「又は入所」の下に「若しくは入院」を加える。

様式第九号（表面）中「施設の種類」を「施設等の種類」に改める。

様式第九号（裏面）の注意の2の②中「施設」を「施設等」に改め、同注意の3中「施設の種類」を「施設等の種類」に改め、「小規模住居型児童養育事業者、里親」を削り、「障害児入所施設」の下に「、指定医療機関」を加える。

様式第十号（表面）及び（裏面）の注意の4中「入所」の下に「若しくは入院」を加える。

様式第十三号（表面）中「施設の種類」を「施設等の種類」に改める。

様式第十三号（裏面）の注意の1中「施設を退所した」を「施設等から退所若しくは退院をした」に、「又は退所した」を「又は退所若しくは退院をした」に改め、同注意の3中「退所」の下に「若しくは退院」を加え、同注意の4中「施設を退所した」を「施設等から退所若しくは退院をした」に改め、同注意の5中「施設に入所して」を「施設等に入所若しくは入院をして」に、「施設を退所した」を「施設等から退所若しくは退院をした」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

2　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○総務省告示第百八十五号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、岩手県一関市と西磐井郡平泉町との境界を次のとおり変更する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年五月十八日

総務大臣　川端　達夫

一関市に編入する区域

西磐井郡平泉町平泉字塩沢二一の七、二一三の二、二三、二四、二五の一、二六の一、二六の二、二七の五、三〇の一、五一の一、五二の一、五三の一、五四から六二まで、六三の一から六三の四まで、六四から六六まで、七二から七五まで、七五の一、七六から七八まで、七九の一、七九の五、七九の六、一八二の二、一八三の二、一九二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字三貫七五の三、七六の三、七六の四、七七の三、七七の四、七八の二、七九の一、七九の二、八五の三、八六の二、八七の一四、八七の二二、九二、九三の一、九三の二、九四の一、九四の二、九五、九六、九七の一、九七の二、九九及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、長島字太田三〇八の三、三〇八の四、三〇九の一、三一〇の一、三一一の一、三一二の一、三一三の一、三一四の一、三一五の二、三一六の二、三一七の二、三一八の二、三一九の三、三二〇の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

西磐井郡平泉町に編入する区域

一関市川辺字沼尻一二六の二、一二六の四、一二六の五、一二七の四、一二七の五、一二八の四、一二八の五、一二九の三、一三〇の四、一三一の四、一三一の五、一三三の二、一三六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字石田谷起八三の一から八三の三まで、八四から八八まで、九〇、九一、九二の一から九二の三まで、九三の二、一七五の二、一七六の二、一七七の二、一七八の二、一七九の二、一八〇の二、一八一の三、一八二の二、一八三の三、一八四の一、一八四の二、一八五から一八八まで、一八九の三、一八九の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字一本谷起一の一、一の二、二の一、二の二、三の一から三の四まで、四の一、四の二、五の一、五の二、六、七の一から七の三まで、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇、二三の三、二四の三、二四の五、三四から三六まで、三七の二、一二四の二、一二五、一二六の一、一二六の二、一二七から一三〇まで、一三一の二、一三八の二、二〇九の二、二一〇の二、二一一の二、二一二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○外務省告示第百七十六号

平成二十四年四月二十三日にポートビラで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　大鳥英一在バヌアツ大使

バヌアツ側　サトー・キルマン首相

平成二十四年五月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百七十七号

平成二十四年五月三日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　山根隆治外務副大臣

ウズベキスタン側　アブドゥラ・アリポフ副首相

平成二十四年五月十八日

外務大臣　玄葉光一郎